

(証券コード1737)

2020年6月23日

株 主 各 位

MESCO

東京都墨田区錦糸三丁目2番1号

三井金属エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 青木一彦

第57期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第57期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

- (1)第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2)第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記につき、各内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期末の剰余金の配当は、1株につき33円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
定款変更の内容は3頁に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に青木一彦、小浦禎彦、平山成生、川野彰司、亀田敏弘、近藤 夏の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。
なお、亀田敏弘、近藤 夏の各氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に山本純一、大澤康泰の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、山本純一、大澤康泰の各氏は社外監査役であります。

第5号議案 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈ならびに役員退職慰勞金制度廃止に伴う打切り支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、退任取締役 木原基廣、田中洋一、伊藤直之、松尾祥也の各氏に對し、当社における一定の基準及び従來の慣例に從い退職慰勞金を贈呈することとし、その具體的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任されました。

また、取締役 青木一彦、小浦禎彦、平山成生、川野彰司、監査役 桑野俊治の各氏に對し、当社における一定の基準及び従來の慣例に從い退職慰勞金を打切り支給することとし、支給の時期については各取締役及び監査役の退任時とし、その具體的金額、方法等は、取締役に對しては取締役会に、監査役に對しては監査役の協議に一任されました。

【定款の変更内容】

(下線部は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>ただし、取締役の一部を選任したときは、その任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>第27条～第37条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p style="text-align: center;">〈執行役員〉</p> <p><u>第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</u></p> <p><u>2. 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p> <p>第28条～第38条 (現行どおり)</p>

以 上

役員人事について

本総会終了後の取締役会において、代表取締役社長に青木一彦氏、常務取締役役に小浦禎彦、平山成生の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

期末配当金のお支払い等について

第57期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間（2020年6月24日から2020年7月31日まで）内にお近くの「ゆうちょ銀行全国本支店・出張所または郵便局」でお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

なお、配当金の送金方法をご指定の方には、「期末配当金計算書」及び「お振込先について」または「期末配当金のお受け取り方法について」を同封いたしておりますのでご確認願います。

また、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになれる方にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。

「期末配当金計算書」は、租税特別措置法に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その資料としてご使用いただくことができますので、確定申告をなさる方は大切に保管願います。

以上



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。